

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(玄海原子力発電所第3号機及び第4号機 設計及び工事の計画の認可(緊急時対策所機能の移行)【10】」

2. 日時：令和3年3月5日 13時30分～16時00分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室(一部TV会議システムを利用)

4. 出席者(◎…TV会議システムによる出席)

原子力規制庁：

(新基準適合性審査チーム)

関企画調査官、井上主任安全審査官、鈴木主任安全審査官、

安田主任安全審査官、西内安全審査官◎

九州電力株式会社：

原子力発電本部 原子力工事グループ長◎ 他18名◎

5. 要旨

(1) 九州電力株式会社より、玄海原子力発電所第3号機及び第4号機の設計及び工事の計画の認可申請(緊急時対策所機能の移行)について、資料に基づき説明があった。

(2) これに対し、原子力規制庁は、以下の事項等について確認を行うとともに、今後これらの説明内容を含めて引き続き確認することとした。

○新固縛装置の強度評価に関して、評価対象部位として選定している部位以外の固定金具等に係る評価について、具体的に説明すること、また、許容限界として設定しているスリップ張力について、その設定方法を具体的に説明すること。

○緊急時対策棟設置位置の地盤物性について、発電用原子炉施設設置位置の地盤物性と同様の傾向を示すことを明確に説明すること。

(3) 九州電力株式会社より、了解した旨の回答があった。

6. その他

資料：

- ・資料1 玄海原子力発電所第3号機及び第4号機 緊急時対策棟設置工事に係る設計及び工事計画認可申請について
- ・資料2 説明事項リスト(プラント関係)
- ・資料3 玄海原子力発電所 第3号機 設計及び工事計画認可申請書 補足説明資料【緊対棟設置工事】(プラント関係)
- ・資料4 説明事項リスト(耐震関係)
- ・資料5 玄海原子力発電所 第3号機 設計及び工事計画認可申請書 補足説明資料【緊対棟設置工事】(耐震関係)

以上